

川越市立高階中学校いじめ防止基本方針 平成28年4月

いじめ防止に関する基本理念

- ◇「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間はお互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱に据える。
- ◇いじめについて家庭でも話し合い、教職員、生徒、保護者、地域全体がいじめについて共通認識をもてるように努める。
- ◇いじめ防止、早期発見、早期対応、早期解決に組織的に取り組む。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している等該当児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、該当行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものをいう。
 （「いじめ防止対策推進法」第2条）

いじめの防止

生徒が、周囲の友達や教職員と信頼し合える関係の中、安心・安全に学校を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、一人一人が活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに取り組む。

早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生することが多いので、学校・家庭・地域が協力し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、積極的に認知に努める。また、定期的に調査を実施する。

いじめに対する対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに全教職員で組織的に対応する。その際、被害生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者と連携を図りながら（必要に応じて関係機関・専門機関「警察、相談所、川越市福祉部局等」とも連携し）、早期対応・早期解決を図る。

重大事態への対応

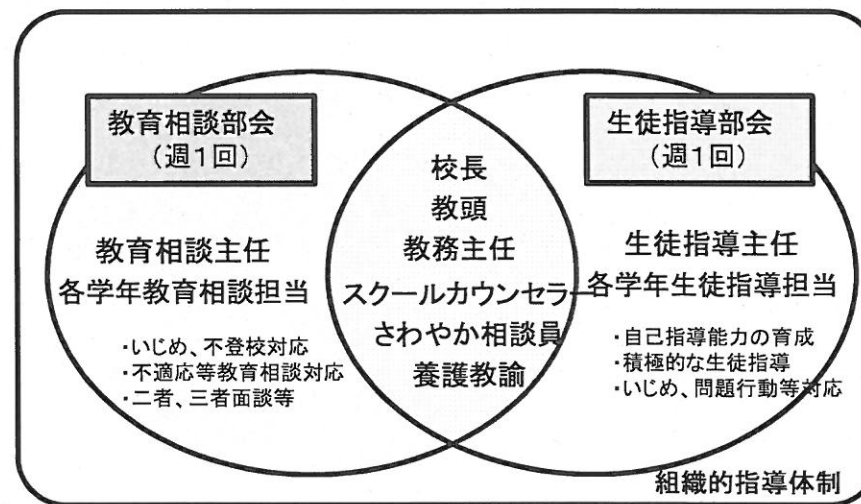
重大事態が発生した場合には、同種の事故発生を防止に資するために、速やかにいじめ対策本部を校内に設置し、関係機関と連携を図りながら、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

高階中学校を誇れる学校とするために

学校教育目標—自ら進んで行動する心豊かな生徒—



志 高い志を持つ生徒になろう
 和 いつも和を大切にする生徒になろう
 道 常に正しい道を歩む生徒になろう



高階中学いじめ対策委員会 年3回実施
 校長・教頭・教務主任・各学年主任・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・学校評議員15名＋（場合によって関係機関）

※重大事態発生時には、高階中学校いじめ対策本部となります。